

子ども医療費(旧名称:乳幼児等医療費)の助成対象を18歳まで拡大します

令和8年
10月1日
から

**子ども医療費助成制度
18歳まで拡大**

※18歳になった
最初の3月31日まで



0歳~15歳 16歳~18歳

助成対象拡大に伴い、申請が必要となる対象世帯には、6月中に申請書類を送付しています。制度についてくわしくは、海田町ホームページを確認してください。



子ども医療費助成制度

問 子ども課(役場2階)
☎823-9227
FAX 823-9627

後期高齢者医療制度 令和8・9年度の保険料率改定のお知らせ

令和8年度は、後期高齢者医療制度の保険料率が改定される年度です。

今回の見直しでは、子ども・子育て支援金制度が創設されたことにより、既存の医療保険料(以下、**医療分**)とあわせて新たに子ども・子育て支援金(以下、**子ども分**)を負担いただくこととなりました。子ども分は、こどもや子育て世帯を支援する事業の費用に充てられます。

くわしくは、7月中旬に郵送する保険料決定通知書に同封のリーフレットを確認してください。

問 長寿保険課(役場2階)
☎823-9609 FAX 823-9627

●保険料率など

医療分

	令和6・7年度	令和8・9年度	増減
均等割額	49,621円	55,090円	5,469円増
所得割率	9.63%	9.93%	0.3ポイント増
賦課限度額	80万円	85万円	5万円増

子ども分(新設)

	令和8年度(※1)
均等割額	1,337円
所得割率	0.25%
賦課限度額	21,000円

※1 子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるため、子ども分の保険料率などについては令和8年度のみ記載。

均等割額…被保険者全員が均等に負担する保険料額です。
所得割率…所得に応じて負担する所得割額を決定するための掛け率です。
賦課限度額…年間の保険料額の上限額です。

8月以降の医療機関などへの受診方法について

国民健康保険の加入者

現在の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」は有効期限が7月31日のため、8月以降は使えません。

●マイナ保険証を持っている人

新たな「資格情報のお知らせ」を7月末に送付します。医療機関の機械の不具合などでマイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証とセットで提示してください。

●マイナ保険証を持っていない人

新たな「資格確認書」を7月末に送付するので、受診の際に提示してください。

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX 823-9627

後期高齢者医療制度の加入者

現在の「後期高齢者医療資格確認書」は有効期限が7月31日のため、8月以降は使えません。

●84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用している人
新たな「資格確認書」は送付しません。マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、申請手続きにより資格確認書を交付します。

●85歳以上の人と、84歳以下でマイナ保険証を持っていない人(普段から利用していない人を含む)
新たな「資格確認書」を7月末に送付するので、受診の際に提示してください。

問 長寿保険課(役場2階)
☎823-9609 FAX 823-9627

くわしくは7月末に送付する各書類に同封するチラシを確認してください。

温かいご支援ありがとうございました(株式会社にしき堂)

株式会社にしき堂(所在地:広島市)さんから、「地域特性を生かした基盤整備によるまちづくり」のために、企業版ふるさと納税として温かい寄附をいただきました。

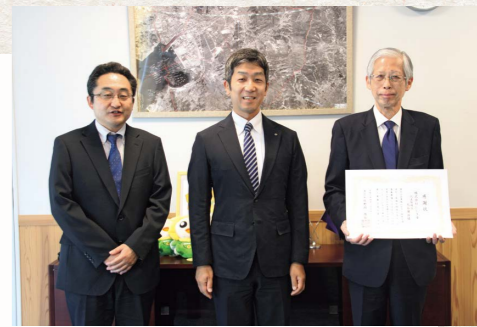
にしき堂さんは、良質な水へのこだわりから、町に製館工場を設けられ、日浦山の地下水を使った

館を製造されています。

このようなご縁のある企業からのお気持ちに深く感謝し、竹野内町長から感謝状を贈りました。

いただいた寄附は、交通の利便性向上や人の流れの創出のために大切に活用します。

誠にありがとうございました。



問 財政経営課(役場3階)
☎823-9201
FAX 823-9203

5月24日(日)に町内一斉清掃を行いました



各自治会による生活エリア周辺の「地域清掃」と、学校・企業・団体などにより町全域を清掃しながらウォーキングする「かいたクリーンウォーク」を行いました。約2,000人の参加があり、約11.2tのごみを回収しました。当日の様子は、右の二次元コードから確認できます。

海田町ホームページ



問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX 823-9203

消費生活相談員が「ベスト消費者サポーター章」を受賞しました

消費生活相談員の田中 美恵子さんが、消費者庁の令和8年度ベスト消費者サポーター章を受賞しました。

ベスト消費者サポーター章とは、消費者支援活動において特に

顕著な功績があった人を表彰するものです。

町では毎週木曜日に消費生活相談を受け付けています。また、出前講座も行っていますので、気軽に相談してください。



問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX 823-9203

第2回世代間交流イベント「みんなでモルック交流会」を行いました



5月17日(日)、海田西中学校にて、「みんなでモルック交流会」を行いました。「レッツモルック!」を合言葉に、モルックを通じて幅広い年齢の人たちと盛り上がりしました。

問 生涯学習課(役場3階)
☎823-9217
FAX 823-9256

参加者の声

どの世代でも楽しめるモルックはとてもすてきなスポーツだと思いました。

色んな人と交流できて楽しい!